

図書館資料の賠償について〈蒲郡市立図書館〉

○ 図書館の本を汚した・落書きした・紛失した

同じ本を代わりに賠償していただくこととなっています。これは、図書館の保有している貴重な本が一部欠けてしまうことがないようにするためです。そして、公平に利用者さんの読む権利を守るためです。

○ 絶版などでもう手に入らない

その本の市場価格と同等の金額で、同じジャンルのものを持参していただくことになっています。これは、その本の代わりになるようなもので欠けた部分を補うためです。

○ 使い古された資料だった

図書館資料の価値は購入価格や出版されてからの経過年数では計ることはできません。減価償却は企業会計に関する概念であり、図書館資料には適しません。「どのような場合でも一律に市場価格と同等の金額」と定めさせていただいています。

子ども向けの本に関しましては、損なわれる数も多く、できる限り賠償は避けたいという考えから、ページのやぶれなどは本専用のテープを使い修理した状態で利用させていただいています。こういったものをさらに損ねてしまった場合も上記の理由で賠償していただいています。

○ 子どもが知らない間にやってしまった

子どもだから・・・と思われる方もいるかと思いますが、子どもと大人で対応を分けてしまうのも混乱の元となりますので、すべて統一した対応をとらせていただいております。小さなお子様が本を開いているときは、周りの大人の方が注意して見ていてあげてください。

○ DVD・ビデオの賠償

図書館の DVD・ビデオは、貸出することを著作権者が許諾した図書館用(著作権処理済み)のものを購入しております。そのため、市販のものよりかなり高額です。紛失・破損等された場合は、図書館用の商品で賠償していただきます。

図書館の本は、長くたくさんの方に読んでいただくためのものです。また、貴重な本を保管するという役割も担っています。多くの方に読まれて自然にやぶれてしまっても、壊れかけていても、そのつど修復をしながらみなさんに読んでいただいています。図書館としても、賠償していただくようなことはできる限りなくしたいです。お客様の不注意で一瞬のうちに本の命が絶たれることが無くなることを願っております。小さなお子様と本を読まれる場合は、「公共のものである」という意識をもって扱っていただくようお願いいたします。

